



法令適用事前確認手続（照会書）

平成 19 年 2 月 26 日

国土交通省 陸運事務所 輸送課 御中

照会者代表取締役 久高 将貴



〒904-2173 沖縄県沖縄市字比屋根 2030 番地の 3（送達場所）

照 会 者 有限会社 ブラザーズ 運転代行 G

代 表 取 締 役 久高 将貴

電 話 番 号 098 (983) 9238

ファックス番号 098 (983) 9034

下記について照会致します。

なお、照会者名並びに照会及び回答内容が公表されることに同意致します。

記

1. 法令名及び条項

- (1) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 2 条
- (2) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 1 2 条

2. 将来自らが行おうとする行為に関する個別具体的な事実

当社は、現在、沖縄県公安委員会より自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 4 条による認定（認定番号第 299 号）を受け、自動車運転代行業を行っております。



今般、新事業として四輪バギー（別紙写真添付）を利用した運転代行を実施しようと考えております。

その実施予定の業務形態は、普通第2種免許資格を有する者が単独で一人乗りの四輪バギーに乗車し、照会者に運転の代行を依頼した御客様の下へ出向き、運転を代行し、その乗車して来た四輪バギーは、御客様車輛の後部に連結し牽引（無論、牽引に必要な装備を致します）により運転代行を実施するという事業形態を予定しております。

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

- (1) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項3号において運転代行の常態について「当該自動車に当該営業の用に供する自動車が随伴するものであること。」と定義されているため前述した業態が自動車運転代行業に当たらないと考えることが可能であると考えられます。
- (2) また、自動車運転代行業では、運転代行を行うにつき単独で代行してはならないという法律上の定めも無いことから、単独での代行も可能であると考えます。
- (3) そこで法的に問題となるのが自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第12条の損害賠償措置義務についてであります。現在、照会者の契約する保険会社と協議をすすめておりますが、仮に同法の保険が適用された場合には単独での運転代行も可能であると考えます。

4. 公表の延期の希望（特に無し）

5. 連絡先



上記表示の通りです。

以 上



